（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第十二条　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第一項ただし書を削り、同条第二項中「はつて」を「貼つて」に改め、同項ただし書を削る。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）

第十三条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第百四十三条第一項の表一級海技士（航海）、二級海技士（航海）、一級海技士（機関）又は二級海技士（機関）の資格についての海技試験の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「）第三条第一項」を「。以下この条及び次条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項」に改め、「（以下「電子情報処理組織により」という。）」を削り、同表三級海技士（航海）又は三級海技士（機関）の資格についての海技試験の項から三級海技士（通信）又は四級海技士（電子通信）の資格についての海技試験の項まで並びに同条第二項から第五項まで、第九項及び第十項中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同条第十二項を削り、同条第十三項を同条第十二項とする。

第百四十四条第二項から第五項までの規定中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改める。

（港湾法施行規則の一部改正）

第十四条　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二十一第二項を削る。

（航空法施行規則の一部改正）

第十五条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二百三十九条の三中「はつて」を「貼つて」に改め、ただし書を削る。

（気象業務法施行規則の一部改正）

第十六条　気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第二号中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、「（次項及び第五十二条第二項において「電子情報処理組織により」という。）」を削り、同条第二項中「はつて」を「貼つて」に改め、同項ただし書を削る。

第五十二条第二項中「はつて」を「貼つて」に改め、同項ただし書を削る。

（気象測器等委託検定規則の一部改正）

第十七条　気象測器等委託検定規則（昭和二十八年運輸省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「はり付けて」を「貼り付けて」に改め、同項ただし書を削る。

（気象等証明及び鑑定規則の一部改正）

第十八条　気象等証明及び鑑定規則（昭和二十九年運輸省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項を削る。

（建設工事統計調査規則等の一部改正）

第十九条　次に掲げる省令の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改め、「国土交通大臣が」及び「ことができるものとした」を削る。

一　建設工事統計調査規則（昭和三十年建設省令第二十九号）第九条

二　法人土地・建物基本調査規則（平成十年総理府令第三十二号）第十条

（動力車操縦者運転免許に関する省令の一部改正）

第二十条　動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「はつて」を「貼つて」に改め、同項ただし書を削る。

別表五運転免許証再交付手数料の項中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改める。

（船員労働統計調査規則の一部改正）

第二十一条　船員労働統計調査規則（昭和三十二年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第十条ただし書中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条第一項の規定による」を「第六条第一項の規定により同項に規定する」に改める。

第十一条第一項ただし書中「情報通信技術利用法第三条第一項の規定による」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する」に改める。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第二十二条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の三中「はつて」を「貼つて」に改め、ただし書を削る。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第二十三条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「）第三条第一項」を「。第百十四条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項」に改め、「（以下「電子情報処理組織により」という。）」を削り、同条第二項中「はつて」を「貼つて」に改め、同項ただし書を削る。

第百十四条第二項、第四項各号、第五項及び第六項中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」に改め、同条第十項中「はつて」を「貼つて」に改め、同項ただし書を削る。

（船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正）

第二十四条　船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「はつて」を「貼つて」に改め、ただし書を削る。

（救命艇手規則の一部改正）

第二十五条　救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「はつて」を「貼つて」に改め、ただし書を削る。

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第二十六条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「）第三条第一項」を「。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項」に改め、「（以下この条において「電子情報処理組織により」という。）」を削り、同条第十項中「電子情報処理組織により」を「情報通信技術活用法第六条